

報道関係者 各位

平成 26 年 2 月 25 日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 増井啓秀

(直通電話) 03-5403-2168

大阪大学（雇止め団交）不当労働行為再審査事件 （平成 24 年（不再）第 34 号）命令書交付について

中央労働委員会第二部会（部会長 岩村正彦）は、平成 26 年 2 月 24 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次の通りです。

【命令のポイント】

～ 非常勤職員の労働契約期間の上限の取扱いに関する団体交渉における大学の対応が、不当労働行為には当たらないとした事案 ～

大学は、国立大学法人となる前から在職する非常勤職員について、当分の間、労働契約期間に上限を設けない旨の取扱いを定めた「当分の間規定」の廃止に関する組合との団体交渉において、廃止を決めた自らの立場や代替措置について説明し、組合の質問にその都度回答しており、それらの内容には一定の合理性があった。また、同規定の廃止の考え方を改めて整理した資料を交付するなど、組合の理解を得るべく相応の努力を尽くしている。これら大学の対応が不誠実であったとはいえず、その後もなお当分の間規定の維持を求め続ける組合に対し、説明を尽くしたとして団体交渉申入れに応じなかったことには相当の理由がある。

したがって、大学の対応は労組法第 7 条第 2 号には該当しない。

I 当事者

再審査申立人：関西単一労働組合（「組合」）（大阪市淀川区）

組合員約 70 名（平成 23 年 12 月現在）

再審査被申立人：国立大学法人大阪大学（「大学」）（大阪府吹田市）

教職員約 9,000 名（平成 23 年 12 月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、大学が、国立大学法人となる前から在職する非常勤職員（「長期非常勤職員」）について、当分の間、労働契約期間に上限を設けない旨の取扱いを定めた「当分の間規定」を廃止する旨の通知（「21. 10. 26 お知らせ」）の内容に関し、組合との間で行った団体交渉（「本件団交」）において不誠実に対応し、その後の団体交渉を拒否したことが、不当労働行為であるとして、救済が申し立てられた事件である。
- 2 初審大阪府労委は、上記 1 の組合の救済申立てを棄却したところ、組合は、これを不服として、再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 命令主文要旨

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

当分の間規定撤廃問題に関する団体交渉における大学の対応は、労組法第7条第2号に該当するか。

(1) 21.10.26 お知らせの配付等

大学は、平成16年の国立大学法人化に伴い制定した就業規則により、非常勤職員の労働契約期間の上限を6年と定める一方、長期非常勤職員については、就業規則の運用として当分の間規定を設けていたが、21年10月、同規定を26年度末をもって廃止する旨を記載した21.10.26お知らせを関係職員に配付し、その後、21.11.4団交以降4回の本件団交を行った。

(2) 本件団交における大学の対応について

ア 21.11.4団交における大学の21.10.26お知らせに関する説明によれば、大学は、法人化直後に採用した非常勤職員の労働契約期間が6年に達することを契機に、同期間に係る「非常勤職員間の異なる取扱い」を解消する必要があると判断し、当分の間規定を廃止することとした。また、大学は、長期非常勤職員を常勤職員に登用する制度の新設等、当分の間規定の代替措置を設けることについて説明した。これらの大学の判断や対応には一定の合理性があるといえる。さらに、上記代替措置に係る組合の質問や指摘に回答しており、その内容が特段不合理であったとはいえない。

イ 21.11.4団交後、大学は、21.10.26お知らせの内容を役員会で正式に決定し、その後3回の団体交渉が行われたが、組合の要求は、当分の間規定の維持又は長期非常勤職員全員の継続雇用という従前同様のものではあったのに対し、大学は、その都度回答を行うとともに、同規定の廃止に係る考え方を改めて整理した資料を交付するなど、組合の理解を得るべく相応の努力を尽くしている。

そして、役員会決定の後であっても、交渉の結果の如何によっては変更されることがあり得るのであるから、役員会決定後の団体交渉が形式的なものであったとか、無意味であったとはいえない。

ウ 大学が本件団交の時間を午前9時から1時間と設定したからといって、本件団交で実質的な協議を行い得なかったとはいえない。また、労使間で事前協議・合意約款は締結されていなかったのであるから、大学に、21.10.26お知らせの配付ないし役員会決定の前に組合と協議し合意する義務があったとはいえない。

エ 以上の経過からすれば、本件団交における大学の対応が不誠実なものであったとはいえない。

(3) 本件団交後の大学の対応について

上記(2)の大学の対応にかかわらず、組合は、当分の間規定の維持要求に固執し、同じ要求を繰り返し求め続けている。そうすると、4回の団体交渉が行われた時点において、当分の間規定撤廃問題に係る交渉は、双方が主張を出し尽くし、行き詰まりに達したものとみるのが相当であるから、その後の組合からの当分の間規定撤廃問題に関する団交申入れに対し、大学が、団交で説明を尽くしているのを改めて団交を開催して説明を繰り返す必要はない旨述べ、これに応じなかったことには相当の理由がある。

(4) 結論

以上のとおりであるから、本件団交及びその後の団体交渉申入れに係る大学の対応は、労組法第7条第2号に該当しない。

【参考】 初審救済申立日 平成22年9月15日（大阪府労委平成22年（不）第56号）
初審命令交付日 平成24年6月18日
再審査申立日 平成24年7月3日